

行政不服審査制度検討会（第13回）議事要旨

1 日時 平成19年5月10日（木）10時～12時

2 場所 九段合同庁舎8階 第2会議室

3 出席者

（参集者）小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、今川晃先生、小幡純子先生、
高橋滋先生、藤村誠先生、前田雅子先生、和久井孝太郎先生
（座長、座長代理以外は五十音順）

（説明者）別添の議事次第参照

（総務省）宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・
制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・
制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

- （1）開会
- （2）警察庁ヒアリング
- （3）内閣府ヒアリング
- （4）外務省ヒアリング
- （5）文部科学省ヒアリング
- （6）防衛省ヒアリング
- （6）閉会

5 会議概要

（1）警察庁ヒアリング

警察庁からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

専門性という点からみて、第三者機関の必要性についてどのように考えるか。

現在の情報公開や個人情報保護の場合のように、第三者機関に諮問する場合において審理担当官を設けるということについて支障はあるか。

都道府県公安委員会について、第三者機関を共同設置する場合における具体的な課題は何か。

（2）内閣府ヒアリング

内閣府からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

審理担当官が第三者機関への諮問前に、自主的に案件の中身の審査に入ることについて、あるべき姿としてはどう考えるか。

審査会で口頭意見陳述をどの程度行っているか。

(3) 外務省ヒアリング

外務省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

審理担当官から第三者機関への諮問については、不服申立人の意向を尊重して選択制にするべきということか。

(4) 文部科学省ヒアリング

文部科学省からの説明後、参集者から以下のような意見が出された。

学校の処分に限らず、行審法で適用除外となっているものについては、行手法でも同様の理由で適用除外となっており、事前・事後手続が抜け落ちている。こうした分野についても、行政過程の中で何らかの保護が必要ではないか。

事前指導をしっかりと行うのは当然だが、退学処分が行われた後に処分に不服があるとして訴訟になることもある。行審法では、適用除外の分野についても処分の性質に応じて個別法で不服申立制度を設けることを妨げてはいないことから、学校の処分についても不服に事後的に対応することとしてもよいのではないか。学校の処分に限らず適用除外の全体について、この視点で今一度検討して然るべきではないかという問題意識を持っている。

(5) 防衛省ヒアリング

防衛省からの説明後、参集者からの以下の質問に対して、説明が行われた。

中間取りまとめの方向性との関係では、防衛人事審議会の事務局を充実して第三者的に審理を行うこととするか、審議会とは別に審理担当官を置いて諮問することとするか、何か考えておいた方がいいのではないか。

(6) 小早川座長から、今後の作業の進め方として、最終報告の取りまとめを効率的、効果的に行うため、その原案を作成するためのワーキンググループを開催することとし、そのメンバーとして小幡先生、高橋先生及び山本先生の3名にお願いする旨の発言があった。

(7) 第14回検討会は5月29日(火)9時から12時に開催する予定。

以上

なお、以上の内容は、総務省行政管理局行政手続・制度調査室の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性はある。